証券コード　8136
平成28年６月６日

株 主 各 位

東京都品川区大崎１丁目６番１号
株式会社 サンリオ
代表取締役社長　辻　信太郎

第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第56回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

当日おさしつかえのある場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月22日（水曜日）午後６時までに到着するようご返送くださるか、議決権行使サイト（アドレス http://www.evote.jp/）より議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

１．日　　時　平成28年６月23日（木曜日）**午後２時**
（受付開始時刻は午後１時を予定しております。開会間際は大変混雑いたしますので、お早めにお越しください。）

２．場　　所　東京都多摩市落合２丁目35番地
パルテノン多摩　大ホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。なお、満席となった場合は、隣接する第２会場へご案内させていただく場合がございますので、ご了承くださいますようお願い申しあげます。）

３．目的事項

報告事項
１．第56期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第56期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　取締役14名選任の件
第２号議案　監査役１名選任の件

なお、報告事項につきましては添付書類を、また議案の内容等につきましては、株主総会参考書類をご参照ください。

４．招集にあたっての決定事項
次頁【議決権の行使等についてのご案内】をご参照ください。

以　上

1．株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合には、修正後の内容をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.sanrio.co.jp/corporate/ir/soukai/soukai1/）に掲載させていただきます。
2．本総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。お忘れになりますと、受付で若干お手数をおかけすることになりますのでご注意ください。
3．当社は本社機能を、東京都品川区大崎１丁目11番１号へ移転しておりますが、登記上の本店所在地は変更いたしません。

【議決権の行使等についてのご案内】

１．書面ならびにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

２．インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。また、パソコン向けサイトと携帯電話向けサイトで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

３．インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご確認のうえ行使していただきますようお願い申しあげます。

当日ご出席の場合は、書面またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

(1) 議決権行使サイトについて

①インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）
※「ｉモード」は㈱ＮＴＴドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

②パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

③携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

④インターネットによる議決権行使は、平成28年６月22日（水曜日）の午後６時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

(2) インターネットによる議決権行使方法について

①議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）において、議決権行使書に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

②株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

③株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

(3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

(4) 招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主様は、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンまたはスマートフォンにより議決権行使サイトでお手続きください。

(携帯電話ではお手続きできません。また携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。)

以　上

システム等に関するお問い合わせ

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）

・電話　0120-173-027（受付時間　9:00～21:00、通話料無料）

サンリオピューロランド特別運営のお知らせ

６月23日、サンリオピューロランドは休館日ですが、株主の皆様のために運営いたします。おかげさまで株主総会当日の特別運営もご好評をいただいており、昨年も多くの方にご来場いただきました。

本年の運営につきましては、以下のとおりご案内申しあげます。

入場者数 …… 株主ご本人および**ご同伴者１名**（**２歳**以下の方は人数に含めません）の合計２名
特典 …… 入場およびアトラクション無料
運営時間 …… **午前９時（昨年より開始時間を30分早めております）から午後６時まで**
お持ち物 …… **議決権行使書**
その他 …… **ご同伴者お二人目からは、通常平日料金にてご入場いただけます。**
大人（18歳以上）3,300円 、小人（３～17歳）2,500円

※なお、ご同伴者は午後２時よりパルテノン多摩にて開催いたします株主総会にはご出席いただけませんのでご了承ください。

当日は安全にお楽しみいただくために、混雑の際はご入場をお待ちいただく場合がございますので何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

充分にお楽しみいただけますよう、関係者一同心より努めてまいりますのでよろしくお願い申しあげます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社の当連結会計年度（海外連結会社2015年１月１日～12月31日、国内連結会社2015年４月１日～2016年３月31日）は前連結会計年度に引き続き欧米両地域での商品ライセンス収入が減収となりましたが、好調な中国市場や日本国内市場の増収で一部カバーし、売上高は724億円（前期比2.8％減）と微減にとどまりました。一方、営業利益は126億円（同27.4％減）と欧米での高利益率の商品ライセンスの減収が響き、アジアや日本でのプロモーションライセンスや物販による増益でカバーできず２桁の減益となりました。

年明け後の円高により為替差損１億円を計上したことなどにより、経常利益は131億円（同28.9％減）でした。税金等調整前当期純利益は、投資有価証券売却損益７億円を計上し138億円（同28.7％減）でした。その結果、地域別の法人税率の違い（欧米で高く、アジアで低い）もあり法人税の負担が23億円減少し、親会社株主に帰属する当期純利益は96億円（同25.0％減）となりました。

なお、すべての海外連結子会社の決算期は１月～12月であり、当連結会計年度累計期間の対象期間は、2015年１月～12月であります。

〔報告セグメント〕

（単位：億円）

		売上高				セグメント利益（営業利益）			
		前期	当期	増減	増減率	前期	当期	増減	増減率
日本	物販その他	370	392	22	6.0%	104	86	△17	△16.8%
	ロイヤリティ	98	107	8	9.0%				
	計	468	499	30	6.6%				
欧州	物販その他	1	0	△1	△64.4%	26	11	△14	△57.3%
	ロイヤリティ	84	55	△28	△34.0%				
	計	85	56	△29	△34.6%				
北米	物販その他	16	15	△1	△7.6%	18	0	△17	△94.7%
	ロイヤリティ	73	44	△29	△39.9%				
	計	89	59	△30	△34.0%				
南米	物販その他	0	0	0	141.3%	5	2	△2	△44.2%
	ロイヤリティ	18	12	△6	△33.2%				
	計	18	12	△6	△32.6%				
アジア	物販その他	22	20	△1	△8.6%	28	33	5	18.0%
	ロイヤリティ	59	76	16	27.9%				
	計	82	96	14	17.7%				
調整額		－	－	－	－	△7	△8	△0	―
連結	物販その他	411	429	17	4.4%	174	126	△47	△27.4%
	ロイヤリティ	334	295	△38	△11.6%				
	計	745	724	△20	△2.8%				

(注)海外各地域の子会社は、ロイヤリティ収入に対して相応の額を売上原価として著作権保有者である日本の親会社に支払っており、それを親会社は売上高として計上しておりますが、連結消去されるため上表の日本の売上高にはその相当額は含まれておりませんが、営業利益には反映されております。なお、ここに示す売上高は、外部顧客に対する売上高であり、前述のロイヤリティに限らず報告セグメント間売上高は、内部取引売上高として消去しています。

①日本：売上高499億円（前期比6.6%増）、営業利益86億円（同16.8%減）

日本は、利益率の高い海外子会社、主に欧米子会社からのマスターライセンス収入が減少し、また年間を通じての天候不順が影響し衣料品関係の売上が減少しました。一方で、海外からの観光客、いわゆるインバウンドによる国内消費の活況や、大人市場獲得への戦略キャラクターとして、携帯ゲームの『SHOW BY ROCK!!』、TVショートアニメの新キャラクター『ぐでたま』や、20周年の『ポムポムプリン』、40周年の『マイメロディ』『リトルツインスターズ』の周年デザインが人気を博し増収減益でした。

国内物販事業は、インバウンド効果により都心店舗や関西心斎橋等の大都市圏店舗を中心に好調に売上をかさ上げしました。一方で、キャラクターは『ハローキティ』に加え『ぐでたま』、第30回（2015年）サンリオキャラクター大賞１位の『ポムポムプリン』が人気でした。また、『ドラえもん』や『はらぺこあおむし』など他社キャラクターとのコラボレーション商品企画や「ローラアシュレイ」「LIZLISA(リズリサ)」「GODIVA」「サーティーワンアイスクリーム」「ルピシア」「FAUCHON」等、他社ブランドとのキャクターコラボレーション商品の販売が好評で売上に貢献しました。これにより、インバウンドの寄与を受けない地方・郊外店舗の販売も伸長し、既存店売上（直営店および百貨店の当社直営店ショップベース）は、前期比107.5%と好調に推移しました。また、EC事業においては年間を通じて特設サイトの開設やモール店の催事への参加等により前期比114.1%と好調に推移しました。

国内ライセンス事業は、天候不順による衣料関係の低迷はあったものの、化粧品や医療の新業態への展開や、周年キャラクターや新キャラクターに加えウェットティシュ、インスタントカメラ・チェキのヒット商品やライセンシーブランドとのコラボレーション、キャラクターカフェ、企業プロモーション等新たな分野へのキャラクター利用の拡大を図りました。その結果、国内ライセンス事業は前期比で増収増益でした。

テーマパーク事業は、大分県のハーモニーランドでは、2015年3月の全天候型パレード導入効果や北九州市と鹿児島市を結ぶ東九州自動車道の延伸効果に加え、ゴールデンウィーク、シルバーウィークの暦の良さなどにより、入場者数は465千人（前期比18.6%増）と72千人の増加となりました。上半期は夏休み期間に夜間のパレードや子供が遊べるプールの利用が人気を博しました。下半期は、シーズン毎に特色あるパレード演出の効果や年末年始の天候にも恵まれ集客は好調に推移しました。また、パレードエリアに屋根が設置されたことで雨天キャンセルが解消され、幼保団体を中心に集客増につながりました。営業利益は修繕費や屋根・パレード更新に伴う販管費の増加に対し、売上の増加により増益となりました。

東京多摩市のサンリオピューロランドは、2013年の大型アトラクション

SANRIO TOWN改装以降増加している若者層（20歳前後の女性層）をターゲットとした男性出演者によるミュージカル「ちっちゃな英雄」やハロウィンに代表されるコスプレイヤーが入場しやすい環境づくりに加え『ポムポムプリン』『マイメロディ』『ぐでたま』等のキャラクター人気や、12月に8年ぶりにリニューアルしたパレード「ミラクルギフトパレード」の好評により年間パスポート利用者が58千人増加した結果、入場者数は1,053千人（前期比25.2%増、212千人増）となりました。その結果、国内テーマパーク事業全体では、売上高は72億円（前期比18.1%増）、営業損失は３億円（同４億円改善）と損益が大きく好転いたしました。

②欧州：売上高56億円（前期比34.6%減）、営業利益11億円（同57.3%減）

欧州は、引き続き消費環境が厳しく減収減益となりました。欧州での主力地域の英国をはじめとした西ヨーロッパ諸国の不振を、中近東等の地域での増収では賄いきれませんでした。ミラノ万国博覧会で日本館のハローキティ親善大使活動や、有名サッカークラブ・マスコットと『ハローキティ』のコラボレーション、ミュージックアーティストのコンサートへの出演といったマーケティング活動により露出の拡大に努め人気を高めましたが、大手量販店での売場減少による減収を賄えませんでした。一方で、『MR. MEN LITTLE MISS』はM&A後４年が経過し、従来の書籍以外のカテゴリー、特にアパレルへの商品ライセンスや地下鉄、ガソリンスタンド等へのプロモーションライセンスというサンリオのプラットフォーム展開が進み順調に収益に寄与しております。

③北米：売上高59億円（前期比34.0%減）、営業利益96百万円（同94.7%減）

米国では、一昨年来の大手小売量販店でのエンターテイメントキャラクター商品の展開による、当社商品の陳列スペースの減少により減収減益となりました。『ハローキティ』に続くキャラクターとして『ぐでたま』が11月より専門店にて商品ライセンスを開始し好評を得ておりますが『ハローキティ』の売上減少をカバーするまでには至りませんでした。ライセンスショップの展開や商品ライセンスに加えカフェやイルミネーション等の広告化権ライセンス（企業プロモーションやサービス産業へのライセンス）により『ハローキティ』の露出を拡大し、商品ライセンスの拡大を図っております。

④南米：売上高12億円（前期比32.6%減）、営業利益2億円（同44.2%減）

南米は、主力地域のメキシコ、ブラジルが北米同様に他社との競争の激化に加え、経済の低迷によりトップライセンシーである靴とバッグが振るわず、メキシコの衛生用品や化粧品、チリのアパレルなど一部カテゴリーの伸長がありましたが、全体では減収減益となりました。

⑤アジア：売上高96億円（前期比17.7%増）、営業利益33億円（同18.0%増）

アジア地域は、中国、台湾は増収増益、香港は減収増益、韓国は増収減益となりました。

香港・東南アジアでは、前期まで香港子会社で行っていた中国大陸への輸出が上海子会社扱いへ移管されたことに加え、欧米の経済低迷による輸出業務が減少し物販は減収となりました。加えて、大陸からの観光客のビザ発給制限やタイでのテロなどで観光事業が打撃を受けた地域では、商品ライセンスが低迷しましたが、シンガポール郵便局の独立50周年記念商品やクリスマスのイルミネーション等娯楽イベント施設の装飾、『ぐでたま』『ハローキティ』『ポムポムプリン』のキャラクターカフェ等の広告化権ライセンスが続々登場しライセンス収入は増収でした。

韓国においては、MERS(中東呼吸器症候群)の影響による中国を始めとした海外観光客の減少により消費環境が低迷した影響により、量販店の店頭売上が減少しました。また、前期より進めておりますライセンス営業体制の増員により販管費（人件費）が増加し減益となりました。カテゴリーでは、家庭用品、アパレル、靴が減少した一方で家電、玩具が増加しました。

台湾では、『ハローキティ』に加え『ぐでたま』の人気が大きく収益に貢献しました。前期はハローキティ40周年展示会のプロモーションイベント、ドラッグストア向けキャンペーンを開催したため、当期のイベント収益は減少しましたが、家庭用品、ノベルティ、文具、アクセサリーのカテゴリーが伸び増収増益でした。

中国では、アパレルのライセンス収入が２倍に倍増するなどマスターライセンシーのＫＴＬ社からのライセンス収入がアクセサリー関連、家庭用品、食品など全てのカテゴリーにおいても順調に伸びております。また、当社現地子会社によるキャラクターカフェやイベント、そして７月にグランドオープンした安吉（上海から車で２時間程）の、現地資本運営テーマパークからのライセンス収入が収益貢献しました。加えて、前期より香港子会社から移管された商品輸出業務が順調に推移した結果、販管費は増加しましたが、前期比２桁の増収増益となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中の設備投資額は1,739百万円で、内訳は、日本事業が1,226百万円、欧州事業が22百万円、北米事業が450百万円、南米事業が０百万円、アジア事業が40百万円であります。

その主な内容は、直営店店舗の改装、出店とそれに伴う差入保証金、北米子会社事務所の移転、テーマパーク施設におけるアトラクション、パレードのリニューアルです。

(3) 資金調達の状況

運転資金及び設備投資資金は、自己資金により調達しました。

(4) 対処すべき課題

①長期成長可能な事業の確立

当社は前々期まで営業利益ベースで４期連続最高益を計上してまいりました。その主たる要因は商品化権ビジネス、いわゆるプロダクトライセンスであり、キャラクターは『ハローキティ』、地域は欧米地域でした。しかしながら、欧州は経済危機以降５期連続の減収であり、北米は今期２期連続の減収となりました。一方、アジアは緩やかではありますが成長を続けています。これは、アジアの収益は商品化権ビジネス（プロダクトライセンス）以外に広告化権ビジネス（企業向けプロモーションライセンス、カフェ、カラオケ店舗や航空機などのスペースデザインライセンス）とフランチャイズ化権ビジネス（店舗ライセンス）、興行権ビジネス（遊園地、水族館、劇場、テーマパーク等のエンターテイメントライセンス）が並立し、キャラクターも『ハローキティ』を始めとした主要な10キャラクターに加え、前期より『ぐでたま』が大人市場・男性市場にも浸透し、競合・補完し合っているからです。したがって、アフリカ、ロシア、インド、アセアン、南米等のこれから開拓すべき市場と欧米市場の再成長は、これらライセンスやキャラクターの種類をバランスよく合わせることが長期成長を確実なものにすると確信しております。

②グローバルな管理体制と人材の登用

当社は130の国と地域にキャラクタービジネスを展開しておりますが、今後ますます地域が広がっていくと予想しています。このような状況では、各地域に適した商品開発と地域に根差した企業との密接な協業が必須となる一方で、各地域ごとで分断された戦略ではグローバルな人材と商品の流れ、流行への迅速な対応が困難です。そこで、グローバルに一体化した情報管理システムと語学に堪能な人材の登用・育成によるグローバルなマーケティング体制と連結グループ経営の確立が必須と認識しております。

③キャラクターポートフォリオの構築

キャラクターの開発、育成は、当社の根幹の課題であると認識しています。長期成長には『ハローキティ』『マイメロディ』『リトルツインスターズ』等主要なキャラクターに続く誰からも支持される長寿キャラクターの開発が重要である一方で、『ぐでたま』『KIRIMIちゃん.』『SHOW BY ROCK!!』に続く、新たな顧客の獲得に向けたチャレンジとしてＳＮＳやメディアを通じたキャラクターの開発や、男性向けキャラクターの開発、そして『MR. MEN LITTLE MISS』等のM&Aによるキャラクターミックスの適正な構築が必須であると確信しております。

(5) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区分	第53期 (平成25年３月期)	第54期 (平成26年３月期)	第55期 (平成27年３月期)	第56期 (平成28年３月期)
売上高	74,233	77,009	74,562	72,476
経常利益	19,646	20,180	18,525	13,178
親会社株主に帰属する当期純利益	12,536	12,802	12,804	9,609
１株当たり当期純利益	142.09円	145.24円	146.53円	112.08円
総資産	97,425	117,585	122,124	105,826
純資産	48,982	61,883	66,269	54,733
自己資本比率	50.1%	52.4%	54.0%	51.4%

② 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区分	第53期 (平成25年３月期)	第54期 (平成26年３月期)	第55期 (平成27年３月期)	第56期 (平成28年３月期)
売上高	50,672	52,044	50,976	50,643
経常利益	10,921	18,363	10,955	7,557
当期純利益	6,189	14,074	7,739	5,675
１株当たり当期純利益	70.15円	159.66円	88.57円	66.20円
総資産	65,767	75,444	71,741	54,128
純資産	25,186	34,747	31,137	21,423
自己資本比率	38.1%	45.8%	43.2%	39.3%

(6) 重要な子会社の状況

①重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
Sanrio, Inc.	千米ドル 34,412	100.0%	著作権の許諾・管理
Sanrio Do Brasil Comercio e Representacoes Ltda.	千伯レアル 2,097	(100.0%)	著作権の許諾・管理
Sanrio Chile SpA.	百万チリペソ 10	(100.0%)	著作権の許諾・管理
株式会社サンリオエンターテイメント	百万円 100	100.0%	サンリオピューロランド、ハーモニーランドの運営
株式会社サンリオファーイースト	百万円 30	100.0%	ギフト商品の製造・販売
Sanrio (Hong Kong) Co., Ltd.	千香港ドル 1,000	100.0%	ギフト商品の製造・販売
三麗鷗股份有限公司	百万台湾ドル 177	100.0%	著作権の許諾・管理
Sanrio Korea Co.,Ltd.	百万韓国ウォン 50	(100.0%)	著作権の許諾・管理
三麗鷗(上海)国際貿易有限公司	千米ドル 400	40.0% (100.0%)	著作権の許諾・管理 ギフト商品の製造・販売
Sanrio Asia Merchandise Co.,Ltd.	千香港ドル 1,000	(100.0%)	ギフト商品の製造・販売
Sanrio GmbH	千ユーロ 2,019	100.0%	著作権の許諾・管理
Sanrio Global Ltd.	GBP 1	100.0%	著作権の許諾・管理
Sanrio Global Asia Ltd.	千香港ドル 10	(100.0%)	著作権の許諾・管理
Sanrio UK Finance Ltd.	千GBP 24,700	(100.0%)	資金貸付
Mister Men Ltd.	GBP 92	(100.0%)	著作権の許諾・管理
THOIP	GBP 100	(100.0%)	著作権の許諾・管理
Mister Films Ltd.	GBP 200	(100.0%)	著作権の許諾・管理
Sanrio Wave Hong Kong Co., Ltd.	千香港ドル 450	(95.0%)	著作権の許諾・管理
株式会社ココロ	百万円 495	100.0%	ロボットの開発・企画・販売

(注) ( ) 内の数字は、間接所有を含んでおります。

②事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、主に「ソーシャル・コミュニケーション・ギフト商品」の企画・販売、キャラクターの使用許諾業務、テーマパーク事業等を営んでおります。国内においては当社及び国内連結子会社が、海外においては欧州（主にイタリア・フランス・スペイン・ドイツ・英国）、北米（主に米国）、南米（主にブラジル、チリ、ペルー、メキシコ）、アジア（主に香港・台湾・韓国・中国）の各地域を現地連結子会社がそれぞれ担当しております。当社及び各連結子会社はそれぞれ独立した経営単位であり、取り扱う商品等について各地域の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

(8) 主要な営業所

本社	東京都品川区大崎１丁目11番１号	
国内事業所		
ディストリビューションセンター	（東京都町田市）	
関西事業所	（大阪市淀川区）	
九州事業所	（福岡市博多区）	
直営店	ソーシャル・コミュニケーション・ギフト商品販売店	122店
	レストラン	11店

(9) 使用人の状況

区　　分	使用人数	前期末比較増減	平均年齢	平均勤続年数
男　　性	352名	6名	47歳　9ヶ月	23年　5ヶ月
女　　性	410名	17名	41歳　1ヶ月	16年　0ヶ月
合計又は平均	762名	23名	44歳　2ヶ月	19年　5ヶ月

（注）　上記には、嘱託、臨時雇用者は含めておりません。

(10) 主要な借入先

借　　入　　先	借入金残高	借入先が有する当社の株式	
		普通株式	議決権比率
	百万円	千株	%
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	6,461	3,862	4.6
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	1,499	188	0.2
株式会社三井住友銀行	1,435	3,834	4.5
株式会社山梨中央銀行	1,105	505	0.6

２．会社の株式に関する事項

①発行可能株式総数　　普通株式　　310,000,000株
②発行済株式の総数　　普通株式　　89,065,301株
（自己株式　4,218,056株）
③株主数　　普通株式　　65,202名（前期比8,366名増）
④大株主の状況

株主名	持株数 普通株式	持株比率
	千株	%
セガサミーホールディングス株式会社	9,456	11.1
清川商事株式会社	6,691	7.9
光南商事株式会社	4,577	5.4
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	3,862	4.6
株式会社三井住友銀行	3,834	4.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,331	2.7
株式会社みずほ銀行	1,852	2.2
辻信太郎	1,814	2.1
辻友子	1,700	2.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,578	1.9
日本生命保険相互会社	1,354	1.6

（注）1. 持株比率は、自己株式（4,218,056株）を控除して計算しております。
2. 当社は株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の持株会社である株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループの株式1,169,110株を所有しております。
3. 当社は株式会社三井住友銀行の持株会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの株式88,100株を所有しております。
4. 当社は株式会社みずほ銀行の持株会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの株式1,870,000株を所有しております。

３．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

・新株予約権の数
第２回新株予約権　　1,753個
・目的となる株式の種類及び数
第２回新株予約権　　普通株式　175,300株（新株予約権１個につき100株）

・取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価額）	行使期間	個数	保有者数
取締役(社外取締役を除く)	第２回（4,239円）	平成25年11月12日～平成28年11月11日	160個	9名

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	辻　信太郎	株式会社ココロ代表取締役会長、株式会社サンリオエンターテイメント代表取締役会長兼社長
常務取締役	江森　進	経営企画室長、広報・ＩＲ室担当、法務室担当、内部監査室担当
常務取締役	福嶋一芳	企画営業本部長
常務取締役	鳩山玲人	
常務取締役	中谷隆英	経理部長
常務取締役	宮内三郎	物販事業本部長
取締役	崎山裕子	キャラクター制作部長
取締役	野村高章	秘書室担当、情報システム部担当、キャラクタークリエイション室担当、メディア部担当、総務部担当
取締役	下村陽一郎	ライセンス事業本部長
取締役	岸村治良	海外事業部担当、全社統括室担当、経営企画室副担当、Sanrio GmbH支配人、Sanrio Global Ltd.取締役、Sanrio UK Finance Ltd.代表取締役社長、Mister Men Ltd.代表取締役社長、THOIP.代表取締役社長、Sanrio Global Asia Ltd.取締役
取締役	辻　友子	海外事業部担当、Sanrio,Inc.取締役会会長、Sanrio(Hong Kong)Co.,Ltd.CEO、三麗鷗股份有限公司CEO、三麗鷗（上海）国際貿易有限公司CEO、Sanrio Wave(Hong Kong)Co.,Ltd.CEO、Sanrio Korea Co.,Ltd.CEO
取締役	北村憲雄	
取締役	嶋口充輝	慶應義塾大学名誉教授、公益社団法人日本マーケティング協会理事長（代表理事）
取締役	早川吉春	霞エンパワーメント研究所代表、株式会社カカクコム社外取締役、菱洋エレクトロ株式会社社外取締役
取締役	里見治紀	株式会社サミーネットワークス代表取締役社長CEO、株式会社セガゲームス代表取締役社長、株式会社セガホールディングス代表取締役副社長
常勤監査役	古橋良雄	
監査役	大森昭次	株式会社大森水晶取締役会長
監査役	石川道夫	弁護士、弁護士法人下山法律事務所代表社員
監査役	竹内康雄	税理士、竹内税理事務所所長

（注）1. 取締役のうち、北村憲雄、嶋口充輝、早川吉春及び里見治紀の四氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち、大森昭次、石川道夫及び竹内康雄の三氏は、社外監査役であります。
3. 監査役竹内康雄氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役北村憲雄、嶋口充輝及び早川吉春の三氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	16名	297百万円(うち社外　4名 30百万円)
監査役	5名	42百万円(うち社外　3名 24百万円)

(注) 上記取締役の報酬等の額には、当事業年度において計上した役員退職慰労引当金繰入額16百万円を含んでおります。
上記の監査役の報酬等の額42百万円の中には、役員退職慰労引当金繰入額13百万円が含まれており、その金額につきましては、前期の定時株主総会にて「退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打切り支給の件」にてご承認を頂いております。
なお、上記人数ならびに報酬額には、第55回定時株主総会まで取締役であり、総会以降、監査役であります古橋良雄氏がそれぞれに含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

①取締役　北村　憲雄

重要な兼職先と当社との関係	当事業年度における主な活動状況
開示すべき関係はありません。	当事業年度開催の取締役会18回のうち18回出席しております。主に経営者としての専門的見地からの発言を行っております。

②取締役　嶋口　充輝

重要な兼職先と当社との関係	当事業年度における主な活動状況
慶應義塾大学名誉教授 公益社団法人日本マーケティング協会理事長（代表理事） 開示すべき関係はありません。	当事業年度開催の取締役会18回のうち17回出席しております。主にマーケティング分野における豊富な知識・経験と大学教授としての高い見地からの発言を行っております。

③取締役　早川　吉春

重要な兼職先と当社との関係	当事業年度における主な活動状況
霞エンパワーメント研究所代表 株式会社カカクコム社外取締役 菱洋エレクトロ株式会社社外取締役 開示すべき関係はありません。	当事業年度開催の取締役会18回のうち17回出席しております。主に公認会計士としての専門的見地及び経営コンサルタントとしての豊富な経験と幅広い見識からの発言を行っております。

④取締役　里見　治紀

重要な兼職先と当社との関係	当事業年度における主な活動状況
株式会社サミーネットワークス代表取締役社長ＣＥＯ 株式会社セガゲームス代表取締役社長 株式会社セガホールディングス代表取締役副社長 開示すべき関係はありません。	当事業年度開催の取締役会18回のうち18回出席しております。主に経営者としての専門的見地からの発言を行っております。

⑤監査役　大森　昭次

重要な兼職先と当社との関係	当事業年度における主な活動状況
株式会社大森水晶取締役会長 開示すべき関係はありません。	当事業年度開催の取締役会18回のうち13回出席しております。 当事業年度開催の監査役会10回のうち10回出席しております。主に会社経営者としての専門的見地からの発言を行っております。

⑥監査役　石川　道夫

重要な兼職先と当社との関係	当事業年度における主な活動状況
弁護士法人下山法律事務所代表社員 当社と顧問契約を結んでおります。	当事業年度開催の取締役会18回のうち18回出席しております。 当事業年度開催の監査役会10回のうち10回出席しております。主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

⑦監査役　竹内　康雄

重要な兼職先と当社との関係	当事業年度における主な活動状況
竹内税理事務所所長 当社と顧問契約及び税務監査契約を結んでおります。	当事業年度開催の取締役会18回のうち12回出席しております。 当事業年度開催の監査役会10回のうち9回出席しております。主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

(4) 社外役員の責任限定契約に関する事項

当社は会社法第427条第１項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第１項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める次に掲げる額の合計額を当該損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。

①その在職中に職務執行の対価として受け、または受けるべき財産上の利益の１年間当たりの額に相当する額として会社法施行規則第113条に定める方法により算出される額に、２を乗じて得た額

②新株予約権を引き受けた場合（会社法第238条第３項各号に掲げる場合に限る）における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として会社法施行規則第114条に定める方法により算出される額

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社が支払うべき公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額

44,800千円

②当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

44,800千円

（注）1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬実績、他社の監査報酬水準を確認したうえで、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会は、会計監査人の解任または不再任を監査役の過半数の同意に基づき、株主総会の議案とするよう取締役会に提案いたします。

(5) 過去２年間に業務の停止の処分を受けた者に関する事項

当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止３カ月（平成28年１月１日から同

年３月31日まで）の処分を受けました。当社は、同監査法人の再発防止に向けた改善への取り組み及び当社に対する監査業務は適正かつ厳格に遂行されていることを評価し、今後も同監査法人による継続的な監査を行うことに問題がないと判断しております。

(6) 当社の会計監査人以外の監査法人による子会社の監査状況

当社の重要な子会社のうち、海外子会社はいずれも当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するもの）の監査を受けております。

６．会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

１、当社及びグループ各社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

(1) サンリオ・コンプライアンス憲章を始めとするコンプライアンス体制に係る規程を当社及びグループ各社の取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動を取るための行動規範とする。

(2) サンリオ合同コンプライアンス委員会は、サンリオ合同コンプライアンス委員会規程に基づき、当社取締役を委員長とし、当社及びサンリオグループ全体のコンプライアンス体制の整備、徹底を図る他、公益通報者保護規程に基づき運営されるホットライン等を活用して問題点の把握に努める。

(3) コンプライアンスに係る問題については、サンリオ合同コンプライアンス委員会がこれを審議し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。

(4) 内部監査室は、サンリオ合同コンプライアンス委員会と連携の上、サンリオグループ全体のコンプライアンスの状況を監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。

(5) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

２、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

(1) 取締役会議事録、稟議決裁書その他その職務の執行に係る情報（文書または電磁的な記録を含む。以下、文書等という）は「文書管理規程」の定めるところに従い、適切に保存し、管理されるものとする。

(2) 取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

３、当社及びグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ、輸出入管理等に係るリスクについては、総務担当取締役を委員長とするリスク管理委員会にて組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応を行うものとする。リスク管理委員会は、業務分掌規程その他の社内規程に基づき、リスクカテゴリー毎に主管部門を定め、または委員会を設置し、当該主管部門または委員会が、当該カテゴリーのリスク管理情報の収集・分析、規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとする。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含むチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

(2) リスク管理委員会は、グループ各社に対し、当社のリスク管理情報を展開し、リスク管理の支援、援助を行う。また、グループ各社は、関係会社管理規程に基づき、リスク管理会議を定期的に開催し、当社リスク管理委員会及びグループ会社を所管する担当取締役に報告を行うものとする。
(3) 不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含むチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。
(4) 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程、権限規程において、それぞれの責任、執行手続きの詳細について定めることとする。
(5) 内部監査室は、グループ全体及び各部門におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。

4、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 職務権限・意思決定ルールについては、取締役会規則、組織・職制規程、業務分掌規程、権限規程、稟議規程、その他の社内規程に定めるところに従う。
(2) 取締役会は、当社及びグループ各社の取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め、各部門担当取締役は、その目標達成のために、各部門の具体的目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定める。取締役会は必要に応じＩＴなどを活用して、定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とし、全社的な業務の効率化を実現する体制を構築する。
(3) 取締役会の決定に基づく業務の効率的な執行については、業務分掌規程、権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めることとする。
(4) グループ各社においても、社内規程を定め、グループ各社の取締役等の職務の遂行が効率的に行われることを確保する。

5、その他当社及びグループ各社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 当社総務担当取締役を統括責任者とする内部統制プロジェクト運営委員会は、当社グループ全体の内部統制を網羅的・総括的に管理し、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を整備、運用する。
(2) 当社における各部門担当取締役及びグループ各社社長は、各部門の適正な業務執行を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
(3) グループ各社の取締役は、関係会社管理規程に基づき、職務執行に係わる事項について、当社の所管取締役に報告を行うものとする。
(4) 当社の内部監査室は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結

果を当社総務担当取締役、監査役及びグループ各社を所管する担当取締役に報告し、総務担当取締役、監査役は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

6、監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役は、監査業務を補助すべき者が必要であると認めたときは、内部監査室その他使用人の中から若干名を指名して、監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。

(2) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、当該部門を担当する取締役等の指揮命令を受けないものとする。

(3) 現に監査業務を補助する使用人の人事異動については、人事担当取締役は、監査役会の同意を事前に得るものとする。

7、当社及びグループ各社の取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

(1) 当社及びグループ各社の取締役または使用人は、監査役会に対して法定の事項（会社法第357条）に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する。前記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。

(2) 報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する方法によるものとする。

(3) 監査役に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対し、人事上その他の不利益な取り扱いは行わない。

8、その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、取締役会、予算会議、幹部会その他の重要な業務執行の会議に出席し、必要に応じて説明を求めることができるものとする。

(2) 代表取締役は、監査役会と可能な限り会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換などを通じて、意思の疎通を図るよう努めるものとする。

(3) 各部門担当取締役及び使用人は、監査役が行うヒヤリングに対し、積極的に協力する。

(4) 監査役会が、必要に応じて独自に専門の弁護士、会計士等を雇用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。

(5) 監査に必要な費用については、当社が負担する。

9、内部統制システムの継続的改善

取締役会は、前各項の内部統制システムを含む内部統制システムの継続的な

整備、改善に努めるものとする。

10、財務報告の適正性を確保するための体制

財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要な内部統制の整備・運用を推進する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、（1）に記載した「業務の適正を確保するための体制」を取締役会で決議し、これに基づき、内部統制システムを整備、運用しております。当該決議に記載された各委員会、部門の運用状況は以下のとおりであります。

リスク管理委員会につきましては四半期に一度開催し、リスクの洗い出し、日常のモニタリング等を行い、結果を取締役会に報告しております。

サンリオ合同コンプライアンス委員会につきましては、グループ各社のメンバーで構成し、年に一度定例会を開催し、コンプライアンスに関するテーマを決め、グループ内で自己点検を行うことにより、コンプライアンスの浸透、意識向上を図っております。また、コンプライアンスが問題となる事案が発生する都度、招集して対応を検討しております。

内部監査部門である内部監査室は、日常的に監査テーマを決めて内部監査を行い、結果を監査役会、リスク管理委員会、取締役会及び関係取締役に報告しております。

内部統制プロジェクト運営委員会につきましては、プロジェクトメンバーを必要の都度招集し、当期の内部統制の進捗度合、スケジュール、問題点の検討を行い、業務の適正の確保に遺漏のないよう協議しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は経営の基本理念である「ソーシャル・コミュニケーション」の精神に基づく「思いやり」と「友情」の思いを込めたキャラクター商品とアニメ等のキャラクターコンテンツを通して世界中を「仲良し」でいっぱいにすることを全社一丸となり目指しております。当社の基本的行動指針は、「人の嫌がることは決してしない」、「争いからは何も生まれない」、「常に思いやりと感謝の気持ちで対応する」ことであります。国内外においてサンリオブランドは、このような世界観の中で築かれているものと考えております。この考え方を、世界中に広めるために協力してくださる企業や仲間が増えることは当社の望むところであります。

しかしながら、そのような当社に対して、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者」を意図する者が現れた場合には、以下３点を基本方針として対応いたします。

①まずは相手の真意を確かめること

②上記の当社の基本的な考え方を理解していただくことに努めること

③以上について、充分期間を設けて、適宜開示して広く株主を始めとするステー

クホルダーの意見を聞くことを基本方針といたします。

具体的には、当社株式の大量取得を目的とする買付行為（または買収提案）が行われる場合、それに応じるか否かは最終的に株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えており、それが当社の企業価値を高め株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

ただし、大量な株式を買付ける者の中には、目的、手法からみて明らかに企業価値、もしくは株主の共同利益を損なうものもあります。たとえば、目先の利益を優先した当社の財産の切り売り等による重要な資産の流出、当社企業ブランドを損なう事業へのキャラクター資産の利用、コンプライアンス欠如によるキャラクターのイメージダウン等であります。

このような買付行為が行われる場合には、株主の皆様から当社の経営を負託された者の責務として、当該買付者の事業内容や将来の事業計画ならびに過去の投資行動や当該買付の進め方等から当該買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響を慎重に検討し判断すると共に、株主の皆様に充分な情報開示に努める必要があると認識しております。

現在、当社株式についてかかる買付行為に係る具体的な脅威が生じているわけではなく、また当社としてそのような買付者が出現した場合の具体的な取組み（いわゆる「買収防衛策」）を予め定めるものではありません。

しかし、当社としては当社株式の取引や株主の異動状況等を常に注視すると共に、有事への対応に備えたプランを策定し、かかる買付行為を企図する者が出現した場合には直ちに、法令及び当社の定款によって許容される範囲内において当社として最も適切と考えられる措置を講じる所存です。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主に対する利益還元を経営の重要事項と考えており連結業績に応じて利益配分を行います。

配当につきましては、配当性向30%以上を基本方針としております。

当期の配当につきましては、欧州や米州が依然として減収減益の傾向に底打ち感が出ておりませんが、テーマパーク事業を始めとした国内事業の好調や、アジア地域が計画を上回り好調であったことと、『ぐでたま』を始めとしたキャラクターが新たな市場を開拓し人気を博していることより、期末配当は当初予定どおり40円の配当といたします。これは第２四半期末の配当40円と合わせて前期同様年80円の配当となります。

（注）1. 本事業報告に記載の金額及び株式数は表示単位未満を切り捨て、比率等は表示桁未満を四捨五入して表示しております。
2. 売上高等の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
Ⅰ．流動資産	**57,757**	**Ⅰ．流動負債**	**23,022**
現金及び預金	41,080	支払手形及び買掛金	5,019
受取手形及び売掛金	9,433	短期借入金	5,600
商品及び製品	4,158	１年内償還予定の社債	1,469
仕掛品	14	リース債務	316
原材料及び貯蔵品	128	未払法人税等	998
未収入金	1,326	賞与引当金	510
繰延税金資産	1,047	返品調整引当金	55
その他	754	株主優待引当金	54
貸倒引当金	△186	ポイント引当金	100
		その他	8,898
Ⅱ．固定資産	**48,006**	**Ⅱ．固定負債**	**28,070**
有形固定資産	**18,744**	社債	5,225
建物及び構築物	6,909	長期借入金	7,516
機械装置及び運搬具	192	リース債務	890
工具器具備品	649	長期預り金	565
土地	9,878	長期未払金	800
リース資産	1,112	退職給付に係る負債	12,161
建設仮勘定	2	繰延税金負債	368
無形固定資産	**5,200**	その他	542
投資その他の資産	**24,060**	**負債合計**	**51,092**
投資有価証券	11,980	（純資産の部）	
長期貸付金	249	**Ⅰ．株主資本**	**57,585**
差入保証金	2,030	資本金	10,000
繰延税金資産	4,530	資本剰余金	3,423
その他	7,296	利益剰余金	55,950
貸倒引当金	△2,026	自己株式	△11,789
		Ⅱ．その他の包括利益累計額	**△3,177**
Ⅲ．繰延資産	**62**	その他有価証券評価差額金	△369
社債発行費	62	繰延ヘッジ損益	△39
		為替換算調整勘定	2,458
		退職給付に係る調整累計額	△5,227
		Ⅲ．新株予約権	**162**
		Ⅳ．非支配株主持分	**164**
		純資産合計	**54,733**
資産合計	**105,826**	**負債・純資産合計**	**105,826**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (平成27年４月１日から 平成28年３月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		72,476
売上原価		25,156
売上総利益		47,320
返品調整引当金繰入額		14
差引売上総利益		47,306
販売費及び一般管理費		34,631
営業利益		12,675
営業外収益		
受取利息	446	
受取配当金	236	
投資事業組合運用益	270	
その他	287	1,242
営業外費用		
支払利息	247	
為替差損	168	
上場関連費用	77	
シンジケートローン手数料	116	
その他	129	738
経常利益		13,178
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	852	
新株予約権戻入益	3	856
特別損失		
固定資産処分損	60	
減損損失	78	
投資有価証券売却損	60	199
税金等調整前当期純利益		13,836
法人税、住民税及び事業税	3,546	
法人税等調整額	638	4,185
当期純利益		9,650
非支配株主に帰属する当期純利益		41
親会社株主に帰属する当期純利益		9,609

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年４月１日残高	10,000	3,423	53,087	△4,800	61,710
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	－	－	△6,880	－	△6,880
連結範囲の変動	－	－	134	－	134
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	9,609	－	9,609
自己株式の取得	－	－	－	△6,988	△6,988
自己株式の処分	－	0	－	0	0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額の合計	－	0	2,863	△6,988	△4,125
平成28年３月31日残高	10,000	3,423	55,950	△11,789	57,585

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
平成27年４月１日残高	1,145	13	5,643	△2,531	4,270	165	121	66,269
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	－	△6,880
連結範囲の変動	－	－	－	－	－	－	－	134
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	－	－	－	9,609
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－	△6,988
自己株式の処分	－	－	－	－	－	－	－	0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△1,514	△53	△3,184	△2,696	△7,448	△3	42	△7,409
連結会計年度中の変動額の合計	△1,514	△53	△3,184	△2,696	△7,448	△3	42	△11,535
平成28年３月31日残高	△369	△39	2,458	△5,227	△3,177	162	164	54,733

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社等の状況

連結子会社等の数	20社
主要な連結子会社等の名称	Sanrio, Inc.（米国法人） Sanrio GmbH（ドイツ法人） ㈱サンリオエンターテイメント

当連結会計年度より、重要性が増したSanrio Global Ltd.の子会社であるSanrio Global Asia Ltd.を連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社等の状況

主要な非連結子会社等の名称	サンリオ自動車リース㈱ ㈱サンリオエンタープライズ
連結の範囲から除いた理由	非連結子会社等の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2．持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

主要な会社の名称	サンリオ自動車リース㈱ ㈱サンリオエンタープライズ

持分法を適用しない理由

各社は当期純損益及び利益剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体として重要性がないため、投資については、持分法を適用せず原価法により評価しております。

3．連結子会社等の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちSanrio Korea Co., Ltd.、Sanrio GmbH、三麗鷗（上海）国際貿易有限公司、Sanrio,Inc.、Sanrio（Hong Kong）Co.,Ltd.、三麗鷗股份有限公司、Sanrio Do Brasil Comercio e Representacoes Ltda.、Sanrio Asia Merchandise Co.,Ltd.、Sanrio Wave Hong Kong Co.,Ltd.、Sanrio Global Ltd.、Sanrio UK Finance Ltd.、Mister Men Ltd.、THOIP、Mister Films Ltd.、Sanrio Chile SpA. Sanrio Global Asia Ltd.、Sanrio Media & Pictures Entertainment, Inc.の事業年度の末日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては事業年度の末日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①その他有価証券

時価のあるもの	連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法 投資事業組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持ち分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②デリバティブ　時価法

③たな卸資産

ｉ．商品及び製品	主として移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
ⅱ．仕掛品	主として個別法に基づく原価法
ⅲ．原材料及び貯蔵品	主として最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 （リース資産を除く）	当社の物流倉庫及び平成10年４月１日以降取得した建物、㈱サンリオエンターテイメント、㈱サンリオファーイースト、ならびに海外子会社は主に定額法を採用し、それ以外については定率法を採用しております。
無形固定資産 （リース資産を除く）	自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法、それ以外の無形固定資産については、定額法を採用しております。
リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
②賞与引当金	従業員に対する賞与の支出に充てるため、当社及び主要な連結子会社は支給見込額に基づき計上しておりますが、一部在外連結子会社では賞与支給制度がないため引当金は設定しておりません。
③返品調整引当金	出版物の返品による損失に備えるため、法人税法の規定に基づく繰入限度相当額を計上しております。
④株主優待引当金	株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌連結会計年度において発生すると見込まれる額を計上しております。
⑤ポイント引当金	将来のポイント使用による費用発生に備えるため、当連結会計年度末未使用ポイント残高に過去の使用実績割合等を乗じた金額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

(5) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、償還期間までの期間で均等償却しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

（ヘッジ手段）	（ヘッジ対象）
為替予約	外貨建ての金銭債権債務及び予定取引
金利スワップ	借入金、社債

③ヘッジ方針

主として内部規程に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

主としてヘッジ対象とヘッジ手段について相場変動またはキャッシュ・フローの変動の累計を比較する方法によっております。なお、為替予約取引のうち、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が同一であり、高い相関関係が認められるものについては有効性の判定を省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

10年間で均等償却しております。

(8) 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(9) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

（追加情報）

（ポイント引当金に係る会計処理について）

制度導入後一定期間が経過し適切なデータの蓄積により、将来使用されると見込まれる金額を合理的に見積ることが可能となったことに加え、ポイント残高の増加による重要性が増したことを受けて、当連結会計年度より、使用実績率に基づく将来使用見込額を「ポイント引当金」として計上しております。この結果、当連結会計年度末の貸借対照表における「ポイント引当金」は100百万円となっており、営業利益、経常利益、及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ100百万円減少しております。

（株主優待引当金に係る会計処理について）

制度導入後一定期間が経過し適切なデータの蓄積により、将来利用されると見込まれる金額を合理的に見積ることが可能となったことに加え、株主数の増加による重要性が増したことを受けて、当連結会計年度より「株主優待引当金」を計上しております。この結果、当連結会計年度末の貸借対照表における「株主優待引当金」は54百万円となっており、営業利益、経常利益、及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ54百万円減少しております。

（役員退職慰労金制度の廃止について）

当社、（株）サンリオエンターテイメント及び（株）サンリオファーイーストは従来、役員の退職金支給に備えるため、内規に基づく要支給額を「役員退職慰労引当金」として計上しておりましたが、役員退職慰労金制度の廃止に伴い、平成27年６月開催の定時株主総会において、役員退職慰労金の打ち切り支給を決議いたしました。これにより、当連結会計年度において「役員退職慰労引当金」を全額取り崩し、打ち切り支給額を「長期未払金」として計上しております。

会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号 平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-２項（4）、連結会計基準第44-５項（4）及び事業分離等会計基準第57-４項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「投資事業組合運用益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しました。

なお、前連結会計年度の「投資事業組合運用益」は57百万円であります。

前連結会計年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「シンジケートローン手数料」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しました。

なお、前連結会計年度の「シンジケートローン手数料」は７百万円であります。

連結貸借対照表に関する注記

１．有形固定資産の減価償却累計額　　43,100百万円

２．偶発債務

従業員の銀行借入に対する債務保証　　34名　　79百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

１．当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　　89,065,301株

２．当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当金(円)	基準日	効力発生日
平成27年５月29日取締役会	普通株式	3,486	40.00	平成27年３月31日	平成27年６月９日
平成27年10月30日取締役会	普通株式	3,393	40.00	平成27年９月30日	平成27年11月19日

３．当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当金(円)	基準日	効力発生日
平成28年５月31日取締役会	普通株式	利益剰余金	3,393	40.00	平成28年３月31日	平成28年６月７日

金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、主要な通貨については原則として同一の外貨建ての債務をネットしたポジションについて当社の為替リスク管理規程に準じて先物為替予約、通貨オプション取引、及びクーポンスワップ取引を利用しヘッジしております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、１年内の支払期日であります。また、その一部には、商品等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、主要な通貨については原則として同一の外貨建ての債権をネットしたポジションについて、当社の為替リスク管理規程に準じて先物為替予約を利用しヘッジしております。借入金、社債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で４年５か月後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、その一部についてデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建て取引に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、通貨オプション取引、及びクーポンスワップ取引、支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた為替リスク管理規程・金利リスク管理規程に従って行っております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、経理規程に従い、営業債権及び長期貸付金について、経理部及び各事業部門における営業管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の経理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社及び一部の連結子会社は、主要な通貨の外貨建て取引について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として当社の為替リスク管理規程に準じて先物為替予約、通貨オプション取引、及びクーポンスワップ取引を利用しヘッジしております。また、当社は、借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、取引権限や限度額等を定めた為替リスク管理規程・金利リスク管理規程に基づき、これに従い経理部が取引を行い、経理部において記帳及び契約先と残高照合等を行っております。月次の取引実績は、経理部所管の役員に報告しております。連結子会社についても、当社の為替リスク管理規程・金利リスク管理規程に準じて、管理を行っております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注) ２をご参照ください)。

（単位：百万円）

	連結		
	連結貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
(1) 現金及び預金	41,080	41,080	―
(2) 受取手形及び売掛金	9,433	9,433	―
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	9,754	9,754	―
資産計	60,267	60,267	―
(1) 支払手形及び買掛金	5,019	5,019	―
(2) 短期借入金	5,600	5,620	20
(3) １年内償還予定の社債	1,469	1,468	△0
(4) 社債	5,225	5,224	△0
(5) 長期借入金	7,516	7,571	54
負債計	24,830	24,904	73
デリバティブ取引　※			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	120	120	―
②ヘッジ会計が適用されているもの	(59)	(59)	―
デリバティブ取引計	60	60	―

※　デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（　）で示しております。

(注) 1.　金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、ならびに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

株式…取引所の価格

債券…合理的に算定された価額もしくは取引金融機関等から提示された価格

負債

(1) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（※）為替予約の振当処理された買掛金（下記デリバティブ取引参照）については、当該為替予約と一体として処理しております。

(2) 短期借入金、ならびに (3) １年内償還予定の社債

短期借入金及び１年内償還予定の社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(4) 社債

社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の社債において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(5) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額（※）を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

（※）金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金（下記デリバティブ取引参照）については、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先の金融機関から提示された価額等によっております。また、為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金の時価に含めて記載しております（上記負債(1)参照）。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記負債(5) 参照）。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額135百万円）、関係会社株式（連結貸借対照表計上額546百万円）及び投資事業組合出資金（連結貸借対照表計上額1,545百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額　641円24銭

２．１株当たり当期純利益　112円08銭

貸借対照表（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
Ⅰ．流動資産	**14,742**	**Ⅰ．流動負債**	**15,529**
現金及び預金	4,420	支払手形	979
受取手形	363	買掛金	3,175
売掛金	5,118	短期借入金	5,600
商品	3,604	１年内償還予定の社債	1,469
映画・ビデオ製作品	6	リース債務	35
映画・ビデオ仕掛品	9	未払金	1,647
貯蔵品	50	未払費用	491
前渡金	58	未払法人税等	433
前払費用	239	前受金	730
繰延税金資産	557	賞与引当金	371
未収収益	3	返品調整引当金	55
未収入金	161	株主優待引当金	301
その他	154	ポイント引当金	100
貸倒引当金	△5	その他	137
		Ⅱ．固定負債	**17,175**
Ⅱ．固定資産	**39,323**	社債	5,225
有形固定資産	**4,830**	長期借入金	7,516
建物	1,676	リース債務	37
構築物	13	退職給付引当金	3,442
機械装置	37	その他	953
車両運搬具	0	**負債合計**	**32,704**
工具器具備品	122		
土地	2,905	（純資産の部）	
リース資産	72	**Ⅰ．株主資本**	**21,651**
建設仮勘定	1	**資本金**	**10,000**
無形固定資産	**1,206**	**資本剰余金**	**3,423**
ソフトウェア	237	１．資本準備金	2,503
その他	968	２．その他資本剰余金	920
投資その他の資産	**33,285**	**利益剰余金**	**20,016**
投資有価証券	10,094	その他利益剰余金	20,016
関係会社株式	6,184	繰越利益剰余金	20,016
長期貸付金	9,749	**自己株式**	**△11,789**
繰延税金資産	1,324	**Ⅱ．評価・換算差額等**	**△389**
その他	7,540	その他有価証券評価差額金	△377
貸倒引当金	△1,607	繰延ヘッジ損益	△12
		Ⅲ．新株予約権	**162**
Ⅲ．繰延資産	**62**	新株予約権	162
社債発行費	62	**純資産合計**	**21,423**
資産合計	**54,128**	**負債・純資産合計**	**54,128**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		50,643
売上原価		20,047
売上総利益		30,596
返品調整引当金繰入額		14
差引売上総利益		30,582
販売費及び一般管理費		22,723
営業利益		7,858
営業外収益		
受取利息及び配当金	319	
その他	92	411
営業外費用		
支払利息	177	
為替差損	197	
上場関連費用	77	
シンジケートローン手数料	116	
その他	145	713
経常利益		7,557
特別利益		
投資有価証券売却益	852	
新株予約権戻入益	3	856
特別損失		
固定資産処分損	53	
減損損失	78	
投資有価証券売却損	60	192
税引前当期純利益		8,221
法人税、住民税及び事業税	2,277	
法人税等調整額	267	2,545
当期純利益		5,675

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
平成27年４月１日残高	10,000	2,503	920	21,221	△4,800	29,844
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	－	－	－	△6,880	－	△6,880
当期純利益	－	－	－	5,675	－	5,675
自己株式の取得	－	－	－	－	△6,988	△6,988
自己株式の処分	－	－	0	－	0	0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	－	0	△1,204	△6,988	△8,193
平成28年３月31日残高	10,000	2,503	920	20,016	△11,789	21,651

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
平成27年４月１日残高	1,136	△9	1,127	165	31,137
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	－	－	－	－	△6,880
当期純利益	－	－	－	－	5,675
自己株式の取得	－	－	－	－	△6,988
自己株式の処分	－	－	－	－	0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△1,514	△2	△1,517	△3	△1,520
事業年度中の変動額合計	△1,514	△2	△1,517	△3	△9,713
平成28年３月31日残高	△377	△12	△389	162	21,423

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 関係会社株式	移動平均法による原価法
② その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法 投資事業組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持ち分相当額を純額で取り込む方法によっております。
(2) デリバティブ	時価法
(3) たな卸資産	
① 商品	移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
② 直営店商品	売価によるたな卸高に商品分類別の原価率を乗じて算定しております。
③ 映画・ビデオ製作品及び映画・ビデオ仕掛品	個別法に基づく原価法 ⅰ．映画製作品の償却は法人税法施行令第50条の規定を適用し、特別な償却率による償却を行っております。 ⅱ．ビデオ製作品の償却は法人税法に規定する定率法によっております。
④ 貯蔵品	最終仕入原価法

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）	定率法 ただし、物流倉庫及び平成10年４月１日以降取得の建物（建物付属設備を除く）については定額法を採用しております。
(2) 無形固定資産（リース資産を除く）	自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法、それ以外の無形固定資産については、定額法を採用しております。
(3) リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
(4) 長期前払費用	定額法

3．引当金の計上方法

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 返品調整引当金

出版物の返品による損失に備えるため、法人税法の規定に基づく繰入限度相当額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理することとしております。

(5) 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

(6) ポイント引当金

将来のポイント使用による費用発生に備えるため、当事業年度末未使用ポイント残高に過去の使用実績割合等を乗じた金額を計上しております。

4．繰延資産の処理方法

社債発行費は、償還期間までの期間で均等償却しております。

5．ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

（ヘッジ手段）	（ヘッジ対象）
為替予約	外貨建ての金銭債権債務及び予定取引
金利スワップ	借入金、社債

(3) ヘッジ方針

主として内部規程に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

主としてヘッジ対象とヘッジ手段について相場変動またはキャッシュ・フローの変動の累計を比較する方法によっております。

なお、為替予約取引のうち、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が同一であり、高い相関関係が認められるものについては、有効性の判定を省略しております。

６．退職給付に係る会計処理の方法	退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。
７．消費税等の会計処理方法	消費税等の会計処理方法は税抜方式によっております。
８．連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

（追加情報）

（ポイント引当金に係る会計処理について）

制度導入後一定期間が経過し適切なデータの蓄積により、将来使用されると見込まれる金額を合理的に見積ることが可能となったことに加え、ポイント残高の増加による重要性が増したことを受けて、当事業年度より、使用実績率に基づく将来使用見込額を「ポイント引当金」として計上しております。この結果、当事業年度末の貸借対照表における「ポイント引当金」は100百万円となっており、営業利益、経常利益、及び税引前当期純利益がそれぞれ100百万円減少しております。

（株主優待引当金に係る会計処理について）

制度導入後一定期間が経過し適切なデータの蓄積により、将来利用されると見込まれる金額を合理的に見積ることが可能となったことに加え、株主数の増加による重要性が増したことを受けて、当事業年度より「株主優待引当金」を計上しております。この結果、当事業年度末の貸借対照表における「株主優待引当金」は301百万円となっており、営業利益、経常利益、及び税引前当期純利益がそれぞれ301百万円減少しております。

（役員退職慰労金制度の廃止について）

当社は従来、役員の退職金支給に備えるため、内規に基づく要支給額を「役員退職慰労引当金」として計上しておりましたが、役員退職慰労金制度の廃止に伴い、平成27年６月25日開催の第55期定時株主総会において、役員退職慰労金の打ち切り支給を決議いたしました。これにより、当事業年度末において「役員退職慰労引当金」を全額取り崩し、打ち切り支給額を「長期未払金」として計上しております。なお、当事業年度末の当該長期未払金386百万円は固定負債の「その他」に含めて表示しております。

会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額

の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-２項（4）及び事業分離等会計基準第57-４項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。なお、当事業年度において、計算書類及び１株当たり情報に与える影響はありません。

表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）

前事業年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「シンジケートローン手数料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しました。

なお、前事業年度の「シンジケートローン手数料」は７百万円であります。

貸借対照表に関する注記

１．有形固定資産の減価償却累計額		4,201百万円
２．偶発債務		
従業員の銀行借入に対する債務保証	34名	79百万円
３．関係会社に対する金銭債権債務		
短期金銭債権		1,513百万円
長期金銭債権		11,422百万円
短期金銭債務		476百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	9,085百万円
仕入高	3,194百万円
営業取引以外の取引高	28百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	4,218,056株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：百万円）

繰延税金資産（流動）	
商品	48
前受金	162
賞与引当金	114
株主優待引当金	93
未払事業税（未払法人税等）	57
その他	81
繰延税金資産（流動）計	557
繰延税金資産（固定）	
減損損失	142
退職給付引当金	1,055
貸倒引当金	493
その他有価証券評価差額金	166
その他	187
小計	2,046
評価性引当額	△721
繰延税金資産（固定）計	1,324
繰延税金資産合計	1,881

関連当事者との取引に関する注記

子会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	㈱サンリオエンターテイメント	東京都多摩市	100百万円	サンリオピューロランド・ハーモニーランドの運営	所有直接100.0	8名	当社商品の販売・ロイヤリティ取引	資金貸付	130	長期貸付金	9,500
								資金返済	300	破産更生債権等(その他(投資その他の資産))	940
子会社	㈱ココロ	東京都羽村市	495百万円	ロボットの開発・企画・販売	所有直接100.0	6名	当社へのロボットの開発・企画	資金返済	―	破産更生債権等(その他(投資その他の資産))	730

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等

①長期貸付金は無利息の貸付金であります。

②㈱サンリオエンターテイメントへの破産更生債権等に対し、940百万円の貸倒引当金を計上しております。

③㈱ココロへの破産更生債権等に対し、340百万円の貸倒引当金を計上しております。

当社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者が議決権の半分を所有している会社等	光南商事㈱	東京都港区	10百万円	資金運用管理	被所有直接5.4	役員の兼任	自己株式の取得	6,988	―	―

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等

自己株式の取得は、平成27年6月11日開催の取締役会決議に基づき、公開買付けの方法により当社普通株式2,306,400株を1株あたり3,030円で取得したものであります。

1株当たり情報に関する注記

1．1株当たり純資産額　250円59銭

2．1株当たり当期純利益　66円20銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月18日

株式会社サンリオ
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上林三子雄　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	廣田剛樹　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	南山智昭　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社サンリオの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サンリオ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月18日

株式会社サンリオ
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上林三子雄　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	廣田剛樹　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	南山智昭　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社サンリオの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの第５６期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている「業務の適正を確保するための体制」の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じ意見表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び使用人等、会計監査人から評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 事業報告に記載されている「株式会社の支配に関する基本方針」についても、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を適切に整備している旨、通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている「株式会社の支配に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月23日

株式会社サンリオ　監査役会

常勤監査役　古　橋　良　雄　㊞

社外監査役　大　森　昭　次　㊞

社外監査役　石　川　道　夫　㊞

社外監査役　竹　内　康　雄　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役14名選任の件

取締役全員(15名)は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、再任13名、新任1名の計14名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名および生年月日	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	辻（つじ）　信太郎（しんたろう） 昭和２.12.７生	昭和35年８月　株式会社山梨シルクセンター(現当社)代表取締役社長（現任） 昭和59年２月　株式会社ココロ代表取締役会長（現任） 平成３年２月　株式会社サンリオ・コミュニケーション・ワールド（現株式会社サンリオエンターテイメント）代表取締役社長 平成３年２月　株式会社ハーモニーランド（現株式会社サンリオエンターテイメント）代表取締役社長兼会長 平成22年４月　株式会社サンリオエンターテイメント代表取締役会長（現任） 平成26年６月　株式会社サンリオエンターテイメント代表取締役社長（現任）	1,814,970株

取締役候補者とした理由

同氏は創業者であり、創業以来代表取締役を務め、当社の企業理念を構築し、長年にわたり企業文化を育てており、経営全般に関する経験、見識に関しては余人をもって代えがたいため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名および生年月日	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	江森（えもり）　進（すすむ） 昭和24．2．28生	昭和46年４月　株式会社三菱銀行(現株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行)入行 平成10年１月　株式会社東京三菱銀行金融法人部長 平成12年６月　当社入社 経営企画室長（現任） 平成13年６月　取締役 平成14年６月　常務取締役（現任） 平成16年４月　ＩＲ室(現広報・ＩＲ室)担当（現任） ＦＣ事業部担当 平成18年６月　総務部長 ディストリビューションセンター担当 内部監査室担当（現任） 平成19年７月　総務部担当 平成20年６月　法務室担当（現任） 平成23年４月　経営戦略統括本部担当 管理本部担当	12,707株
取締役候補者とした理由 同氏は、金融界において、海外経験も有し、当社に入社後も経営企画室をはじめとして管理部門を担当し、経営全般に関する見識や幅広い人脈を有することから、引き続き取締役候補者といたしました。			
3	福嶋（ふくしま）　一芳（かずよし） 昭和27．４．２生	昭和52年３月　当社入社 平成９年１月　商事部部長 平成12年６月　取締役商事部長 平成14年４月　ライセンス事業部長 平成22年４月　企画営業本部長（現任） 平成25年４月　常務取締役（現任） 平成25年６月　コンテンツ事業本部長	7,724株
取締役候補者とした理由 同氏は、長らくライセンスに関する事業に関わり、当社事業に関する豊富な経験と、経営全般に関する見識を有することから、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名および生年月日	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	中谷 隆英 （なかや たかひで） 昭和28.12.５生	昭和53年３月　当社入社 平成16年４月　経理部部長 平成16年６月　取締役経理部長 平成23年４月　経営戦略統括副本部長 平成26年６月　常務取締役経理部長（現任） 平成27年６月　管理本部長	7,211株
取締役候補者とした理由 同氏は、長らく経理部を担当しており、経理、財務に関する豊富な知識と経験はもとより、経営全般に関する見識を有しているため、引き続き取締役候補者といたしました。			
5	宮内 三郎 （みやうち さぶろう） 昭和25．９．４生	昭和49年12月　当社入社 平成18年４月　物販事業本部長 平成18年６月　取締役物販事業本部長 平成26年６月　常務取締役物販事業本部長（現任）	5,490株
取締役候補者とした理由 同氏は、長らく営業部門を担当し、当社事業の基本である物販と店舗運営に関する知識と経験を持つとともに、経営全般に関する見識を有するため、引き続き取締役候補者といたしました。			
6	野村 高章 （のむら こうしょう） 昭和29．７．24生	昭和52年３月　当社入社 平成16年４月　ＦＣ事業部部長 平成19年６月　執行役員ストアマネジメント事業部長 平成22年４月　業態開発事業部長 平成23年４月　全社改革室（現全社統括室）担当 経営戦略統括本部担当 総務部副担当 平成26年６月　取締役（現任） 管理本部副本部長 秘書室担当（現任） キャラクタークリエイション室担当（現任） メディア部担当（現任） 情報システム部担当（現任） 平成27年６月　総務部担当（現任） 経営戦略統括本部副本部長	4,000株
取締役候補者とした理由 同氏は、総務部門、秘書部門をはじめとする多くの部門を担当するとともに、テーマパーク運営責任者として実績を上げるなど、横断的な調整力、経営全般に関する見識を有しているため、引き続き取締役候補者といたしました。			

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　名　お　よ　び
生　年　月　日</th><th>略歴、当社における地位、担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社
の 株 式 数</th></tr>
<tr><td>7</td><td>きしむら　じろう
岸　村　治　良
昭和34．８．１生</td><td>昭和59年４月　株式会社三菱銀行（現株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）入行
平成23年６月　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行執行役員
平成26年６月　当社入社
取締役（現任）
経営戦略統括本部副本部長
経営企画室副担当（現任）
内部監査室副担当
平成27年６月　経営戦略統括本部長
海外事業部担当（現任）
全社統括室担当（現任）
平成27年11月　Sanrio GmbH支配人（現任）
Sanrio Global Ltd.取締役（現任）
Sanrio UK Finance Ltd.代表取締役社長（現任）
Mister Men Ltd.代表取締役社長（現任）
THOIP代表取締役社長（現任）
Sanrio Global Asia Ltd.取締役(現任)</td><td>373株</td></tr>
<tr><td colspan="4">取締役候補者とした理由
同氏は、金融界において、海外経験も有し、当社入社後は経営企画室、海外事業部を担当しており、経営全般に関する見識を有するため、引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td>8</td><td>さきやま　ゆうこ
崎　山　裕　子
昭和30.10.24生</td><td>昭和53年３月　当社入社
平成17年４月　キャラクター制作部長
平成18年６月　取締役キャラクター制作部長（現任）</td><td>6,000株</td></tr>
<tr><td colspan="4">取締役候補者とした理由
同氏は、デザインに関する類まれな能力を有し、入社以来キャラクターデザインに携わり、ハローキティをはじめとする多くのキャラクターを育成しております。また、当社の事業には、女性の視点が必要であり、経営全般に関する見識も有するため、引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td>9</td><td>しもむら　よういちろう
下　村　陽一郎
昭和37．３．11生</td><td>昭和59年３月　当社入社
平成22年４月　ライセンス事業本部担当 執行役員
平成25年６月　ライセンス事業本部長
平成26年６月　取締役ライセンス事業本部長（現任）</td><td>4,600株</td></tr>
<tr><td colspan="4">取締役候補者とした理由
同氏は、ライセンスに関する事業を担当し、ライセンス事業の経験と知識を有するのみならず、経営全般に関する知識を有するため、引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名および生年月日	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
10	辻（つじ）　友子（ゆうこ） 昭和43.11.19生	平成25年12月　当社入社 平成26年６月　執行役員 平成27年６月　取締役（現任） 海外事業部担当（現任） 平成27年７月　Sanrio（Hong Kong）Co.,Ltd.CEO（現任） 三麗鷗股份有限公司CEO（現任） 三麗鷗（上海）国際貿易有限公司CEO（現任） Sanrio Wave（Hong Kong)Co.,Ltd.CEO（現任） Sanrio Korea Co.,Ltd.CEO（現任） 平成27年11月　Sanrio,Inc.取締役会会長（現任）	1,700,000株
取締役候補者とした理由 同氏は、海外事業に関する経験と知識を有し、当社入社後は海外事業部を担当し、強固な海外顧客基盤を構築、維持しております。また、当社の事業には、女性の視点が必要であり、経営全般に関する見識も有するため、引き続き取締役候補者といたしました。			
11＊	辻（つじ）　朋邦（ともくに） 昭和63.11.１生	平成26年１月　当社入社 平成27年６月　企画営業本部担当執行役員（現任）	0株
取締役候補者とした理由 同氏は、営業担当執行役員として、短期間に部門損益の増益に成果を出し、加えて、創業者の孫として、当社企業理念、企業文化およびビジネスモデル継承の担い手になり得ると考え、取締役候補者といたしました。			
12	北村（きたむら）　憲雄（のりお） 昭和16.９.25生	昭和42年４月　トヨタ自動車販売株式会社（現トヨタ自動車株式会社）入社 平成８年１月　イタリアトヨタ株式会社社長ＣＥＯ 平成14年１月　イタリアトヨタ株式会社会長ＣＥＯ兼スペイントヨタ株式会社会長 平成18年10月　日本郵政株式会社取締役 平成19年10月　郵便事業株式会社会長ＣＥＯ 平成22年４月　郵便事業株式会社顧問 トヨタ自動車株式会社顧問 平成26年６月　取締役（現任）	1,664株
社外取締役候補者とした理由 同氏は、欧州ではイタリアトヨタ、スペイントヨタを、日本では郵便事業株式会社を経営された経験と見識を、当社の海外事業展開への助言およびグループ経営全体の監督に活かしていただけると期待し、引き続き取締役候補者といたしました。なお、同氏の当社社外取締役就任年数は、本定時株主総会終結の時をもって２年となります。			

候補者番号	氏名および生年月日	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
13	しまぐち　みつあき 嶋　口　充　輝 昭和17．3．31生	昭和62年４月　慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授 平成18年３月　ライオン株式会社社外取締役 平成19年４月　慶應義塾大学名誉教授（現任） 平成19年４月　法政大学大学院イノベーションマネジメント研究科教授 平成19年４月　早稲田大学大学院商学学術院客員教授 平成21年４月　社団法人日本マーケティング協会理事長（現任） （現公益社団法人日本マーケティング協会代表理事理事長） 平成22年４月　サントリーホールディングス株式会社社外監査役 平成24年４月　嘉悦大学大学院ビジネス創造研究科教授（現任） 平成26年６月　サトーホールディングス株式会社社外取締役（現任） 平成26年６月　取締役（現任）	548株
社外取締役候補者とした理由 同氏は、マーケティングを研究する学識経験者であり、企業経営にも精通されていることから、幅広い見識を、当社のコーポレートガバナンスおよび企業価値の向上に活かしていただけると期待し、引き続き取締役候補者といたしました。なお、同氏の当社社外取締役就任年数は、本定時株主総会終結の時をもって２年となります。			
14	はやかわ　よしはる 早　川　吉　春 昭和23．2．23生	昭和45年４月　監査法人中央会計事務所入所 昭和48年８月　公認会計士登録 昭和60年４月　中央クーパース・アンド・ライブランドコンサルティング株式会社代表取締役 平成４年１月　中央監査法人業務本部担当代表社員 平成９年12月　霞エンパワーメント研究所代表（現任） 平成14年６月　株式会社ＵＦＪホールディングス社外監査役 平成18年１月　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行社外監査役 平成19年６月　三井不動産株式会社社外取締役 平成24年６月　株式会社カカクコム社外取締役（現任） 平成25年４月　菱洋エレクトロ株式会社社外取締役（現任） 平成26年６月　取締役（現任）	0株
社外取締役候補者とした理由 同氏は、公認会計士としての専門的知識や経営コンサルタントとしての豊富な経験と見識を、当社のコーポレートガバナンスに活かしていただけると期待し、引き続き取締役候補者といたしました。なお、同氏の当社社外取締役就任年数は、本定時株主総会終結の時をもって２年となります。			

（注）1.　各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2.　略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）において、特に断りなきものについては、当社についてであります。
3.　北村憲雄、嶋口充輝および早川吉春の三氏は、社外取締役候補者であります。

4. 社外取締役との責任限定契約について
当社は社外取締役が期待される役割を充分発揮できるよう、現行定款第34条において、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、北村憲雄氏、嶋口充輝氏および早川吉春氏の選任が承認された場合、各氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。当該契約は、法令の定める最低責任限定額を限度として、その責任を負担するものであります。
5. ＊印は、新任取締役候補者であります。

第２号議案　監査役１名選任の件

監査役石川道夫氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任いたします。つきましては、補欠として監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名および生年月日	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
ひらまつ　たけみ 平松　剛実 昭和38.２.10生	平成元年４月　第二東京弁護士会登録 平成元年４月　桝田・江尻法律事務所（現西村あさひ法律事務所）入所 平成５年５月　コロンビア大学ロースクール卒業（LL.M.） 平成６年２月　ニューヨーク州弁護士登録 平成６年９月　デービス・ポーク・アンド・ウォードウェル法律事務所勤務 平成11年10月　Pacific Rim Advisory Council（PRAC）の知的財産権・ライセンス部会の共同議長 平成16年10月　Pacific Rim Advisory Council（PRAC）の政策企画委員 平成17年４月　第二東京弁護士会国際委員会委員 平成19年７月　西村あさひ法律事務所カウンセル（現任） 平成24年２月　株式会社ユーシン社外監査役 平成24年10月　Lex Mundi, Labor and Employment Practice GroupのRegional Vice Chair Asia Pacific	0株
社外監査役候補者とした理由 同氏は、弁護士としての豊富な専門知識と社会経験を有しており、当社の経営に活かしていただくため、監査役候補者といたしました。		

（注）1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 平松剛実氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役との責任限定契約について
当社は社外監査役が期待される役割を充分発揮できるよう、現行定款第34条において、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、平松剛実氏の選任が承認された場合、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。当該契約は、法令の定める最低責任限定額を限度として、その責任を負担するものであります。
4. 新任監査役候補者であります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

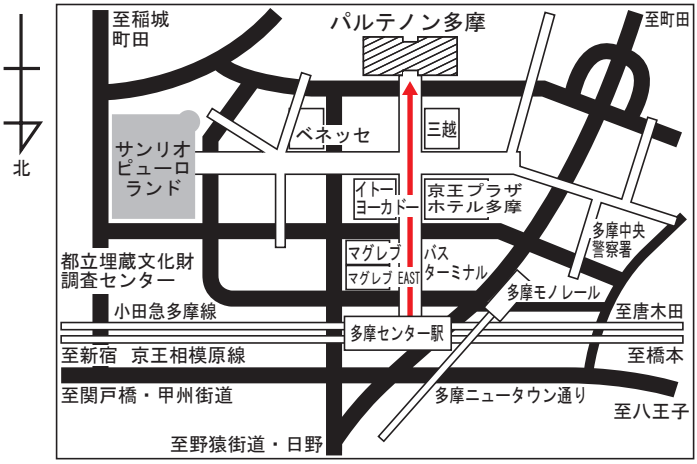
株主総会会場ご案内図

会場：**パルテノン多摩　大ホール**

最寄駅：京王線・小田急線・多摩モノレール

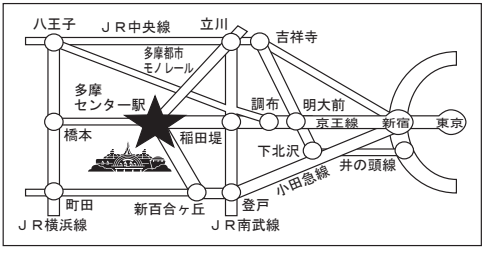
「多摩センター駅」より徒歩５分

（ご参考）　京王線新宿駅発（準特急橋本行）12:52→京王多摩センター駅着13:22
※乗換えなし



サンリオピューロランドの最寄駅も「多摩センター駅」となります。
詳しくはサンリオピューロランドのホームページをご覧ください。
http://puroland.jp

最寄駅までの交通のご案内



（ご参考）

- 新宿より：京王線（橋本行きもしくは調布駅乗換）で約30分
- 大手町より：東京メトロ千代田線－小田急線（直通多摩急行利用）で約55分(東京駅)
- 新百合ヶ丘より：小田急線で約15分
- 八王子より：ＪＲ横浜線－京王線で約20分
- 横浜より：ＪＲ横浜線－京王線で約60分
- 立川より：多摩モノレールで約22分

株式会社 サンリオ　東京都品川区大崎１丁目６番１号　☎(03) 3779-8111